

よくある質問Q & A (返戻・請求誤り) H26.10.24

分類	サービス種類	質 問	回 答
1 過誤	全サービス共通	加算を付け忘れて請求した場合、どうすればよいか。	加算分のみ追加請求することはできません。保険者へ過誤の申立（川崎市が保険者の場合は介護給付費取下げ依頼書を提出）をして、過誤処理終了後に正しい内容の請求明細書・給付管理票を作成し、国保連合会へ再請求してください。
2 過誤	全サービス共通	生活保護受給者であるが、公費負担者番号等が生活保護の情報を入力せず請求し、保険給付（9割分）の請求が決定してしまった場合どうすればよいか。	生活保護に係る介護報酬（1割分）のみを追加請求することはできません。保険者へ過誤の申立（川崎市が保険者の場合は介護給付費取下げ依頼書を提出）をして、過誤処理終了後に正しい内容の請求明細書を国保連合会へ再請求してください。
3 過誤	全サービス共通	H番号（2号）の方についての過誤問合せ・取下げはどうすればよいか。	介護保険部署では被保険者台帳（受給者台帳）を管理していないため、国保連合会・担当のケースワーカー（福祉事務所）へご相談ください。
4 取り下げ	全サービス共通	請求明細書・給付管理票ともに誤って決定している場合、どうすればよいか。	サービス事業所から保険者への過誤の申立をして、過誤処理終了後、居宅介護支援事業所から給付管理票の修正を国保連合会へ提出してください。同時にサービス事業所から国保連合会へ正しい内容の請求明細書により再請求を行います。
5 取り下げ・同月過誤	全サービス共通	支払が完了していない最新の月の過誤処理は出来ますか。例） 【サービス提供年月9月分】 10月審査（10月10日までに国保連合会へ請求） 支払い11月末 誤った金額1000円 正しい金額1200円の場合。 11月10日までの請求（11月審査）に間に合うよう取り下げをすることは可能か。	サービス提供月9月分の給付実績は、最速で11月上旬に川崎市に連携されるため、11月上旬（毎月5日ごろ）の締め切りまでに取り下げ依頼書の提出があれば、11月審査の取り下げが可能です。加えて、11月審査（11月10日まで）の再請求も可能です。 ※10月審査で既に確定している誤った金額1000円は11月末に支払われ、11月審査の取り下げにより、12月末支払い分からマイナス1000円が確定します。11月10日までに再請求（11月審査）している場合には、プラス1200円の決定がされるため、差額プラス200円に調整され、12月末に支払われます。（同月過誤）
6 返戻	全サービス共通	川崎市内の事業所だが、他市の利用者にサービス提供をしている。この対象者について、返戻となったがどこに問い合わせればよいか。	国保連合会又は被保険者証を発行している保険者に問合せしてください。 ※被保険者台帳は保険者ごと管理しているため、川崎市民の方以外の情報は確認できず、問合せいただいても、正確な原因が判明しない可能性があります。